

## 白井第三小学校区まちづくり協議会 第5回設立準備会 議事録(概要)

書記: 斎藤一夫

大野 彰

日時 令和2年1月11日(土) 16:00~18:30

会場 富士センター視聴覚室

出席者 委員 21名(本間委員代理出席 土屋教頭)

欠席 藤田委員 川越委員

支援チーム 4名(川上、今井、安岡、石田)、市民活動支援課 3名(岡田、松岡、長谷川)

傍聴者 長谷川市議会議長

議長 島森会長

### 会議概要

島森会長の挨拶。

今回から、高齢者クラブからの委員として、富士新生会の落合会長、東愛会の湯本会長、シルバー富士の大郷会長の3名が加わり、委員総数は23名となった。

### 配布資料の説明(松岡氏)

「資料1」前回のふり返りと進捗報告

「資料2」白井第三小学校区が目指すまちづくりの将来像(キャッチフレーズ)について

「資料3」白井第三小学校区まちづくり協議会への市の財政支援(案)について

「資料4」今後の予定について

### 前回のふりかえりと進捗報告(説明)

松岡氏による説明。

第4回(前回)設立準備会の内容は、配布資料である[とりまとめ③]「白井第三小学校区の地域課題の整理・集約」のとおり。

前回の会議以降の進捗状況については「資料1」の進捗報告の通り。

- ・「みんな de まちづくり」第3号発行・配布について(松田広報担当委員)
- ・チーム員による広報活動の説明(支援チーム:石田氏、今井氏)
- ・第2回みんなでまちづくりトーク開催にむけた取り組みについて
- ・自治連合会第三小学校区支部への説明・要請について
- ・設立準備会への参画要請について

(高齢者クラブ富士新生会:落合会長、東愛会:湯本会長、高齢者クラブシルバー富士:大郷会長)

### 議題1 白井第三小学校区がめざすまちづくりの将来像(キャッチフレーズ)について

松岡氏より資料2について、進め方の説明があり、参加委員が4つのグループに分かれて意見を交わした。各グループより2案を発表し、合計8つの案から、3つの候補に絞り込み、そこから1つに絞り込んだ。

《第4グループ》富沢、大郷委員

#### 第1案: 安心・自信・自由を支える自然豊かなまち 【6票】(1回目投票)

- ・高齢者や子供、子育て家族に対し日常の生活の中で隣近所や地域の団体力が常に手を差し伸べ、互いに助け合うまち作りを目指したい

#### 第2案: 全隣友好、支えあうまち 【7票】(1回目投票)

- ・安心・安全はひとりでは作れない
- ・支援を必要としている方と地域に埋もれている人材がつながり共助していく。

《第3グループ》福岡委員、松田委員

**第1案：子どもと大人がふれあうまち【10票】(1回目投票)⇒【11票】(2回目投票)**

- ・世代をこえてみんなが支えあえる環境づくり
- ・つながり・生きがい

**第2案 住みごちのよいまち【8票】(第1回目投票)**

- ・生活がしやすく近所付き合いがあり安心して暮らせる地域

《第2グループ》高橋委員、落合委員

**第1案：活力あふれる住みやすいまち【7票】(第1回目投票)**

- ・三小学区の住環境、福祉環境、教育環境を豊かにし、たくましいまちになるようにしていく

**第2案：いつまでも笑顔のたえない思いやりのまち【3票】(第1回目投票)**

- ・子どもから高齢者までいつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指す

《第1グループ》土屋委員、齋藤委員

**第1案：安心・安全で支え合えるまち【13票】(第1回目投票)⇒【7票】(第2回目投票)**

- ・世代間で絆ぎ合えるまちにしたい。
- ・住民がみずから参加し、安心で安全な生活を送れるまちにしたい。

**第2案：住みたいまちから住み続けたいまち【9票】(第1回目投票)⇒【3票】(第2回目投票)**

- ・住み続けたい気持ちを皆で共有したい願いを込めた

その結果、白井第三小学校区がめざすまちづくりの将来像(キャッチフレーズ)は「子どもと大人がふれあうまち」に決定。

## 議題2 白井第三小学校区まちづくり協議会への市の財政支援(案)について

松岡氏より資料3により説明。

まちづくり協議会の設立にあたり、白井市としての新たな財政支援の制度を創設したい。本年3月の議会の議決を経て正式に決定されることを前提に説明をしたい。

### <1. 名称・対象団体>

- ・名称は新しく「小学校区みんなでまちづくり補助金」となり、その対象団体は「小学校区単位を基本として組織された小学校区まちづくり協議会」となる。

### <2. 算定方法・算定額の目安>

- ・算定方法は「均等割」と「人口割」が基本となる。「均等割」とは各小学校区の公平性を保つということでの小学校区にも一律50万円を設定。それに毎年4月1日現在の小学校区人口に100円を掛けたものが加算される。更に小学校区によって異なる高齢化率係数と年少人口比率係数を勘案し計算される。係数については白井市の平均よりも高いものについては加算される。
- ・白井第三小学校区の令和元年9月末現在の高齢化率は白井市が26.1%に対し23.4%で白井市よりも低くなっている。一方で年少人口比率は白井市が14.4%に対し16.0%で高くなっている。そのため子ども

たちが多い第三小学校区には 1.1 倍を掛けて加算されることになる。ただし、白井市の平均よりも低いために減額されることは無い。これらを前提に白井第三小学校区への補助金を算定すると 159 万 9890 円となる。正式には今年の 4 月 1 日現在の人口を基準として交付額が算定される。

- ・まちづくり協議会の予定がうまく進めば 7 月末までに設立するとみられるので、1 年間まちづくり協議会を運営するには 159 万となるが 8 月以降来年 3 月までの 8 か月分まちづくり協議会の活動があると考えたと 12 分の 8 の金額である約 106 万円の額がまちづくり協議会の活動のための金額となる。まちづくり協議会設立の日程が遅れた場合には月割りで減額される。

### <3. 対象>

- ・対象となる事業はこれから策定する小学校区まちづくり計画の中に位置づけられているもので、小学校区まちづくり協議会がおおむね小学校区を対象範囲として実施するまちづくり事業に使えることになる。
- ・対象が自治会範囲だけの場合には小学校区の対象にはならず、計画への位置づけは難しくなる。
- ・二重補助は不可となる。すなわち市から他の制度で助成・補助を受けている事業は対象外となる。例えばまちづくり協議会の事業を実施する際、まちづくり協議会への補助金と市から青少年相談員や高齢者クラブの活動、あるいは商店会の活動で交付されている補助金をあわせて使うことができないということである。地区社会福祉協議会については助成を受けて活動を行っているが、市から出ているのは地区社協の人件費や事務所の運営費であり、活動助成費の出所は市からではない。地区社協が行っている事業の助成は社会福祉協議会の自主財源に基づくものであるこの対象にはなっていない。

### <4. 対象経費>

- ・対象経費については、補助金はまちづくり協議会の事業に使えることその他、組織を運営していくために必要な事務局運営費にも使ってもらえるようにする。事務局運営費としては活動するための通信、資料送付の為に切手代などの郵便代、事務所を設置した場合の光熱費や事務用品などが想定される。また、事務局の事務員を雇用するための人件費も対象となる。

### <5. 制限事項>

- ・制限事項として事業に使う食費で、目的が飲食だけの懇親会や反省会を対象外となる。但し多くの高齢者のための「ふれあい食事会」はふれあい交流が第一前提であるため食事をとることだけが目的ではないため対象となる。その他の制限事項としては他の事業の予算が確保できなくなるため一つの事業に多額の費用を注ぎ込むことは不可。たとえば一つのまちづくり事業としては 30%以内とする。第三小学校区の場合約 48 万円以内となる。同様の考えで事務員の雇用人件費及び備品購入費は 20%以内で約 32 万円となる。

### <6. 特定加算>

- ・約 160 万円以外にも特定加算の一つとして、まちづくり協議会を設立時に必要となる活動拠点を整備するために必要な機器の購入或いは改装のために、協議会設立後 3 年以内で総額 50 万円の交付を考えている。もう一つはまちづくり計画の見直しに要する経費で、これから 3 年計画のまちづくり計画を作っていくが、まちづくり協議会が創設されて 3 年目には、まちづくり計画の見直しとして 4 年目、5 年目、6 年目の活動を計画することが必要になる。その際の会議の資料代や郵送代が加算されるので上限として 10 万円を支給する。

#### <7. 自治連合会支部・自治会とまちづくり協議会の今後の関係)

- ・小学校区内の自治会で構成された自治連合会第三小学校区支部がある。現在小学校区まちづくり協議会は準備中でまだ存在していない。自治連合会小学校区支部の事業は今年度の場合、「こいのぼり祭り」、「花火であそぼう会」、「防災訓練」の3つが事業として実施されている。毎年市より「地域まちづくり活動補助金」が交付されており、今年度は 401,400 円が交付されている。この使い道は支部会議の経費、先ほどの3つの事業を実施するための経費に活用されている。現在小学校区まちづくり協議会準備会には齋藤支部長と藤田氏が自治連合会第三小学校区支部から代表委員として加わっているが、「まちづくり協議会」ができると第三小学校区内のすべての自治会に協議会の一員ということに入って頂くことになる。
- ・まちづくり協議会には現在集まっている皆さんをはじめとする様々な皆さんで部会ができてくる。部会の例としては防犯、防災等が考えられるが、部会にはいろいろな団体や自治会が入ってくる。そしてみんなでまちづくり補助金をもとに活動を開始していくことになる。
- ・第三小学校区支部については、地域まちづくり活動補助金を発展的に小学校区みんなでまちづくり補助金に集約し、従来の支部事業は「小学校区みんなでまちづくり補助金」によってまちづくり協議会の事業として実施していくことになる。自治連合会小学校区支部を創設した経緯として、ゆくゆくは今すすめているいろんな団体が入ったまちづくり協議会を発足し、小学校単位のまちづくりを進めていくことが前提のなかで、まずは自治会同士の皆さんの協力連携体制をつくるということで自治連合会小学校区支部が結成され、支部の皆さんで事業を行うためのお金として地域まちづくり活動補助金が創設されたという経緯があるので、この度第三小学校区がまちづくり協議会でまちづくりをすすめていくという流れに合わせて補助金を集約し、支部事業をまちづくり協議会の事業に入れていくという考え方です。
- ・但し自治連合会小学校区支部としての自治会同士の集まりは重要で、自治会同士の様々な情報交換・情報共有ということで自治連合会支部の会議はこれからも今までと変わりなく必要なものである。そういうことで地域まちづくり活動補助金として 50,000 円程度支部会議を開催していくための経費として今後も交付してゆきたい。
- ・来年度 7 月以降にまちづくり協議会ができるということは半端な時期にできてくることになる。5 月に「こいのぼり祭り」が既にもう実施されるとの前提で準備が始まりつつあると思う。また今年度のことで行くなれば 7 月末には「花火であそぼう会」が実施されていた。来年度はまちづくり協議会ができる過渡期になるため、こういった事業が支障なく切れ目なくスムーズに実施され、はれてまちづくり協議会ができるようにということを市の方では最重視しており、4 月から 7 月までの間は年間 401,400 円の月割計算で 4 か月分、すなわち 135,000 円を「こいのぼり祭り」「花火であそぼう会」が実施される場合のために交付できるように考えている。

#### 質疑応答

Q: No.5 の対象事項の二重補助の不可について、現在色々な団体が補助を受けている。まちづくり協議会の事業が本格化したあと、例えばお年寄りの見守りとかの今行っている事業に公金が手当されていけばそういうところにはまちづくり協議会の補助金を追加で支給されないのか？

→今回の補助金はまちづくり協議会にまとまった金額、すなわち 160 万円の金額を交付し、そのお金をもとにまちづくり協議会としての事業に取り組んでいくもので、まちづくり協議会から各団体にお金を配分するものではない。

Q: 費用の按分はみんなで話し合うということで、予算も作るということか？

→部会の中でいろいろな事業を行っていくために、160 万円というトータルの金額を部会毎のいろいろ

な事業にうまく割り振りながら予算だてし事業を推進していただきたい。

Q: 各団体で考える予算を積み上げた額よりも補助金は多くなると考えていいのか？またそのように財政的措置はなされているのか？

→実際の各団体の活動状況をもとに事業費がどれ位になるのかを聞かせてもらい、それを足し合わせていき今後それ以上の金額が必要であると市で考えていた。これからの活動を発展させていくためにはこれまでの各団体の事業費を超える額が必要であることから、市としてかなり多く160万円程度とする考えである。ただし、補助金の性質上1年間で使い切れなかったものについては返還をすることになる。

Q: 商店会への補助金については、外灯の電気代や防犯灯の修理費なので二重補助として扱われると困るが？

→商店街への補助金についてはこれまで通りであり、二重補助と見なさない。

Q: 自治連合への活動補助金を月割りで減額されると、該当事業に支障を来すのでは？

→「こいのぼり祭り」は支部から10万円、花火であそぼう会は3万円が合計13万円が出されている。それと会議費が出されている。月割りにするのは、市で補助金の額を決める際にきちっとラインを引くことができるためである。月割りで交付する13万5千円で足りない場合は、みんなでまちづくり補助金の160万円から前借をするような形をとり地域に渡すことになる。従って「こいのぼり祭り」と「花火であそぼう会」のお金は会議費を含めて渡すことができる。だからと言ってこれまで未実施の別の事業を実施して5万、10万を使うということとはできない。7月に「まちづくり協議会」が立ち上がった場合は、7月末までの分は「地域まちづくり補助金」の4か月分を交付し、8月からは「小学校区みんなでまちづくり補助金」から交付することになる。

Q: その場合5万円の事務費の分け方のつじつまがあわなくなる？

→初年度はその通りであるが、2年目からはそういうことは起こらない。

Q: 青少年相談員はまず県と市の両方からあわせて約60万円をもらっている。県と完全に分ける必要があるのか、その整合性は？

→これについては詳しい流れを調べる必要がある。

Q: 「まちづくり協議会」もよいがこれまでに築き上げたものをすべてぶち込めというふうに見える。

その場合、まちづくり協議会がどれだけの権限を持っているのか、そして推進することができるのかを心配している。部会が重要だということはわかるが、自分たちの拠点づくりがまだ決まっていない。まず拠点を作ってどうするのかが前にでてこない、ただただやりましょうでは現実になった時にうまく進んでいかないし、まだ見えないことや何をやってよいのかわからないことが沢山ある。いままで「こいのぼり祭り」がせっかくあるのでそれをまちづくり協議会の中でやりなさいということになれば独自にやっていた地区社協そのものの事業に対し大きな問題となる。これも何十年もやっているのもその権限移行等いろいろな問題や、やってきたことの実績などもまちづくり協議会に入ってしまうのかをチェックする必要がある。自治連合会もこれまで一生懸命やってきた塊の中のものも含め全部参加するのは結構であるが、独自の活動の中でも重視するものがあると思われる。青少年相談員の人たちも通学合宿等をやり、それには富士センター運営協議会もぎりぎりのところでやってきた。それだけの評価

があるものを予算だけのことでやれなくなってしまうのはかわいそうである。みんなで精査しなければならないことがあるので、良いことではあるがまだ見えないところがある。

→今回、お金の具体的な部分の説明が第一番目である。それ以外にもいろいろあるが皆さんには段階的に説明していきたい。全部が全部まちづくり協議会に入れこんでいくということではなく、地域に特性があるので、どういう団体を迎え入れるのが一番良いのかを考えていかねばならない。お金は奪い合うのではなく、共通の課題に対してお互いが連携し活動しているのでそれを生かしながら160万円のお金をうまく使って頂くという考え方である。今ある連携の実績に基づきそれを「まちづくり協議会」の組織の中に当てはめていく等、今後その辺の折り合いをいろいろな角度から話し合い決めていけばと考える。また拠点も重要であるので事務局会議等を含め相談をさせて頂き、色々なアイデアを持ち寄り実現の可能性を皆さんと探り合っていくことをこれから始めていきたい。

Q: 拠点の話で事務員の人件費はかかるが、上限設定があり賄えるのか？

→ 実際は20%未満では事務員の雇用経費が年間で約32万円となる。時給計算で換算すると実際には一週間で6時間程度となる。そのため週に2回、半日ぐらいの人件費的なものになる。これでは不十分で、皆さんにはこれで事務局が運営できるのかという心配はあるが、支援チームは準備会ができて解散ではないため、うまくやっていくようにしたい。

**議題3** 今後の予定について資料4により、松岡氏より説明があった。

- ・1月12日(日)に行われる、「ふじ元気ひろば新春おもちつき」に今井氏、石田氏が参加してPRする。本行事には、毎年親子40～50人が参加している。
- ・2月8日(土)の「みんなでまちづくりトーク」のポスターを必要部数持って行ってPRをお願いする。各委員それぞれ3人参加者を誘って出席して欲しい。
- ・2月9日(日)及び2月16日(日)に行われる「地域づくりコーディネーター講座」への参加をお願いする。
- ・1月18日(土)の「HUGを通じて学ぶ避難所開設・運営の手順」講座への参加をお願いする。
- ・1月25日(土)の白井市市民課による出張所運営見直しの説明会への参加を是非お願いしたい。

以上